



水道の使用をやめるとき、引越されるときは

水道の使用をやめるとき、又は引越しをされるときは届出が必要です。

中止希望日の3営業日前までに下記のことについて電話等でご連絡ください。

- 1 ご住所(水道をお使いになっていた場所)
- 2 お名前(水道をお使いになっていた方)
- 3 連絡先の電話番号(携帯電話を含みます。)
- 4 中止日
- 5 水道を使用されていた人数
- 6 転居先の住所・連絡先(電話番号)
- 7 水道料金の精算方法(口座振替、納入通知書による支払いなど)
- 8 届出された方の住所・氏名・連絡先(使用者本人でないとき)

※ 中止のご連絡をいただきませんと、ご使用されなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

※ 蛇口を完全に閉めてからお引越してください。

※ 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び営業時間(8:30～17:30)外の受付・作業は原則として行いません。

ご連絡は余裕をもってお願いします。